

奈良県告示第四百二十五号

奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を奈良県指定有形文化財に指定する。

令和八年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

彫刻の部

名 称	員数	所有者・住所	所在地
木造如意輪観音坐像	一 軀	宗教法人談山神社 桜井市大字多武峰 三一九番地	桜井市大字多武峰 三一九番地

絵画の部

名 称	員数	所有者・住所	所在地
清水家・牛福家歴代当主像 一、紙本著色清水勝尚像 一 幅 一、紙本著色清水勝尚・宗仙 像 一幅 勝尚像に慶長二年八月十八日の年紀がある 宗仙像に文禄五年六月二十九日竹濶宗紋の賛がある 一、紙本著色清水春房像 一 幅 一、紙本著色清水正房・久枝	八 幅	清水敏男 奈良市今辻子町一六番地	奈良市今辻子町一六番地

夫妻像 一幅 一、紙本著色清水浪江像（宮崎春翠筆） 一幅 一、絹本著色牛福宗無・妙寿像 一幅 一、絹本著色牛福了輝・月窓妙秋像 一幅 沢庵宗彭の賛がある 一、絹本著色牛福了叱・江月妙祐像 一幅 天祐紹杲の賛がある		

工芸品の部

梵鐘 河内国蕎福寺之鐘、康永元年八月日の銘がある	名 称	
一口	員数	
堀丈太 五條市西吉野町賀名生一番地	所有者・住所	
五條市西吉野町賀名生五番地（賀名生の里歴史民俗資料館）	所在地	

書跡・典籍の部

南法花寺古老伝	名 称	
一冊	員数	
宗教法人南法華寺高市郡高取町大字壺阪三番地	所有者・住所	
高市郡高取町大字壺阪三番地	所在地	

考古資料の部

名 称	一町西遺跡出土品 板絵 四点 人形木製品 十五点 斎串状木製品 四点 札状木製品 一点 土器 三十三点
員数	五十 七点
所有者・住所	奈良県 奈良市登大路町三 〇番地
所在地	橿原市畝傍町一番 地（奈良県立橿原 考古学研究所）